

平成 24 年度 第 7 回三重県行財政改革推進本部 概要

- 1 開催日時：平成 24 年 10 月 5 日（金）8:00～8:25
- 2 開催場所：プレゼンテーションルーム
- 3 議事概要：以下のとおり

議題 1：外郭団体等見直し方針（案）について

【森行財政改革推進課長】（資料 1 に基づき説明）

平成 15 年度の「三重県外郭団体改革方針」による見直し後およそ 10 年が経過するなかで、社会経済情勢の変化も踏まえ、団体のあり方、団体への県の関与のあり方について見直すもので、今後、この見直し方針に基づき、団体ごとの改革方針を策定する。

（特に質疑なし）

議題 2：クレジットカード納税の導入について

【坂井参事兼税務・債権管理課長】（資料 2 に基づき説明）

納税者がインターネットを利用してクレジットカードによる納付手続きを行うもので、自宅での納税手続きが可能となるなどの利便性の拡大や、これからの納税者となる若者の志向に応えることによる今後の徴収率の維持向上などにつながるものと考えており、平成 26 年度の自動車税課税分から導入予定である。

【小林南部地域活性化局長】

県としてクレジット会社に手数料を支払う必要はないのか。

【坂井参事兼税務・債権管理課長】

特になし。なお、県の負担としては、納税証明書の発行及び発送手数料として 62 円程度必要である。

【藤本地域連携部長】

約 2 万件の利用件数を見込んでいるが、納税額はどれくらいになるのか。

【坂井参事兼税務・債権管理課長】

5 億 6 千万円程度である。

【真伏教育長】

手数料の負担割合について、他県の状況では県も負担しているが、三重県は全額納税者負担としたのはなぜか。

【坂井参事兼税務・債権管理課長】

既に導入しているコンビニ納付についても県の負担は 62 円程度であり、納付

方法によって県負担が偏らないようにするためである。総務省の通知においても、通常の買い物とは違い、税の場合は法令に基づき納税義務が発生することから、手数料を納税者負担とすることは差支えなく、また、仮に地方団体が手数料を負担する場合においても他の納税手段での負担と均衡を図るべきとされており、諸外国でも手数料は全額納税者負担が原則であることなどから、納税手段の選択というなかで全額納税者負担とした。

【稲垣総務部長】

他県の殆どがヤフーのシステムを利用しており、今まで 105 円対 315 円の割合の設定しかなかったが、今般 0 円対 420 円の割合が新たに設定されたので、今回ヤフーのシステムを導入するのであれば、本県が初めてとなる。

利便性拡大の観点から納税手段の選択肢を拡げるというなかでの導入あり、納税者に対する県負担の公平性という観点からも県負担を 0 円とした。

【加藤観光・国際局長】

熊本県が平成 21 年度に廃止した理由は。

【坂井参事兼税務・債権管理課長】

平成 20 年頃の導入で、電算システムの改修を伴うような完全な導入ではなかったため、利用率も上がらなかつこともあり廃止したとのことである。

【鈴木知事】

インターネットを利用してとのことだが、コンビニに行ってクレジットカードで支払うことはできないのか。

【坂井参事兼税務・債権管理課長】

システム上できない。

【鈴木知事】

働き方が多様化している中で、納税手段の選択肢が増えるのは良いことだし、ネットでカード決済できると便利になると思うが、0 円対 420 円という他県で今までチャレンジしていないことをすることや、導入初期費用 2,400 万円や維持費用 200 万円を税金から出す以上は、一定の利用をしっかりとってもらうように、税という重みを感じて啓発に努めてもらいたい。